

# 食物アレルギーマニュアル

佐倉市健康こども部 子育て支援課

令和2年2月

## 目 次

1. 保育園における食物アレルギー対応の目的	1
2. アレルギー食対応の基本的な考え方	1
3. 子育て支援課の役割	1
1) アレルギーに関する研修会	1
2) アレルギー対応検討委員会	1
3) 緊急時の応援及び事故検証	1
4) 入園申請時の説明	2
5) 入園決定後の事務	2
4. 保育園の役割	3
1) 入園前面接から入園まで	3
2) 食物アレルギー食対応決定	4
3) 弁当対応の基本	4
4) アナフィラキシー等の対応	4
5) 食物アレルギー以外の対応	5
6) 食物アレルギー除去実施状況の提出	5
7) 給食提供の流れ	5
8) 調理について	6
9) 保育室での対応（給食提供の流れ）	8
10) 弁当時の対応について	9
5. 一時預かりについて	11
6. 食物アレルギー発生時の対応の流れ	12
1) 保育園での対応	12
2) 子育て支援課の対応	12

### 資料1. 緊急時の対応

2. アレルギー食対応について
3. 調理について
4. おもちゃ等について
5. 災害時の対応について

## 1. 保育園における食物アレルギー対応の目的

アレルギー対応を必要とする園児の増加に伴い、保育園給食での対応の複雑化・煩雑化から、平成23年3月に厚生労働省から「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が示された。

これを受け、佐倉市の保育園に通う食物アレルギーをもつ子どもが、毎日安全に保育園生活を送ることができるよう「食物アレルギーマニュアル」を作成する。

保育園の職員が具体的な対応方法や取り組みを共通理解するとともに、保護者及び医療機関等保育園を取り巻く関係機関と連携を図り、最善の支援を行うことを目的とする。

## 2. アレルギー食対応の基本的な考え方

- ① 除去は、誤食事故防止の観点から「完全除去」「解除」の両極対応のみとする。「マヨネーズのみ禁止」や「牛乳〇〇ccのみ解除」など、段階的対応は給食では行わない。
- ② 給食でのアレルギーの対応は医師の指示に基づく除去食を基本とする。ただし、微量摂取や少量摂取で発症の場合を除き、通常使用している食品の範囲内で、代替食についても実施する。(資料2参照)
- ③ 家庭で摂取したことがない食物は給食では基本的に使用しない。少なくとも家庭において2回以上摂取し、何らかの症状が誘発されないことを確認したうえで使用する。そのため、あらかじめ摂取している食物について、「家庭における食物摂取状況(様式4)」により確認をおこなう。  
「家庭における食物摂取状況(様式4)」は、少なくとも年一回、または、変更の必要がある場合は随時、保護者に記入してもらうものとする。尚、何らかの症状が疑われた時には、食物アレルギーマニュアルに沿って対応する。
- ④ 小麦アレルギーでの麦茶の摂取不可の場合は、水で代替える。
- ⑤ 誘発症状が重篤となる「ソバ」「落花生(ピーナッツ)」およびこれらを原材料に含む食材は給食では使用しない。
- ⑥ 幼児期以降に新規発症する傾向がある「エビ・カニ」「バナナ」「キウイフルーツ」は、注意して使用する食材とし、献立に取り入れる頻度を少なくする。
- ⑦ アレルゲンとなる食品の使用を最初から控える等、食物アレルギーに対するリスクを減らす献立の工夫や取り組みを行う。

## 3. 子育て支援課の役割

- 1) アレルギーに関する研修会の実施もしくは派遣(年1回程度)
- 2) アレルギー対応検討委員会の実施(年1回程度)
- 3) 緊急時の応援及び事故検証

#### 4) 入園申請時の説明

説明の手順は以下のとおりです。

##### (1) 食物アレルギーがある場合の説明

保護者が「食物アレルギーに関する調査票（様式1）」（以下、「調査票（様式1）」とする）を記入し内容の確認を行う。

##### (2) 給食でのアレルギー対応についての説明

ア) 医師による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 食物アレルギー・アナフィラキシー（様式2-1）」（以下、「生活管理指導表（様式2-1）」とする）の指示による除去となることを伝える。

イ) 給食等での食物アレルギーの対応は、安全を重視し完全除去である事を知らせる。

ウ) 書類の不備や、子どもの状況によっては給食での対応ができない場合もあり、弁当持参をお願いする事があることを伝える。

##### (3) アレルギー対応食への手順の説明

ア) 入園案内時に配布した「生活管理指導表（様式2-1）」を、入園決定後に主治医に提出し記入をしてもらうよう保護者に依頼する。

イ) 主治医が記入後は速やかに「食物アレルギー除去依頼申請書（様式3）」と、薬が園生活に必要とする場合は「佐倉市アレルギー与薬依頼書【保護者記載】（様式7）」を、保育園に提出するよう説明する。

##### (4) 保護者判断の未摂取食品がある場合の説明

アレルギーを疑い未摂取又は、以前は摂取したが今は摂取していない食べ物がある場合は次のように説明する。

ア) 除去食の対応には、医師による「生活管理指導表（様式2-1）」の提出が必要であることを伝える。

イ) 医師の相談のもと、家庭での摂取（複数回）を促す。または、食物負荷試験が受けられる医療機関を受診する必要性について説明をする。

この場合以下の3点について伝え保護者の理解を図る。

①「正しい診断に基づいた必要最小限の除去」を行うために、本当に食べられないものかどうかは食べてみないと判断ができない。

②保護者判断で除去することは栄養の偏りにつながる恐れもある。

③「食べられるものを食べられるようにしておく」ことで、災害時等に安全に食することができる。子どもにとっても、保護者にとっても安心につながる。

#### 5) 入園決定後の事務

(1) 入園する保育園にアレルギーの有無について電話で連絡をする。

(2) 「調査票（様式1）」を保育園に送付する。

## 4. 保育園の役割

### 1) 入園前面接から入園まで

入園面接は保育士・栄養士・看護師もしくは副園長等で行う。ただし、保護者が対応等について個別的な相談がある場合は園長もしくは副園長等が対応することとする。

#### (1) 職種別役割

##### ア) 担任保育士

個人情報についてはプライバシーの保護に十分留意するとともに、保育園内で共有し、転園の場合は転園先の保育園へ適切に引き継ぐことを保護者に説明する。

コップや歯ブラシ等、本児の持ち物や身の回りの管理についても、「生活管理指導表（様式2-1）」をもとに保護者と確認をする。

##### イ) 栄養士

- ①「調査票（様式1）」「生活管理指導表（様式2-1）」「食物アレルギー除去依頼申請書（様式3）」「家庭における食物摂取状況（様式4）」を確認する。血液検査結果があれば、保護者の同意を得て控えを取る。
  - ②保育園での食物アレルギー対応について説明をする。（資料2参照）
    - a.アレルギー原因食物については完全除去で対応する。
    - b.除去食を基本とし、代替食を取り入れ提供する。
    - c.除去および代替食対応が難しい場合に限り弁当対応となる。（一部または完全弁当）
    - d.書類に不備がある場合は、弁当対応とする。
  - ③①で受け取った書類をもとに、子どもが摂取できる食物、除去となる食物及び摂取したときの状態を確認する。
  - ④「家庭における食物摂取状況（様式4）」で摂取状況を把握する。未摂取の食物については保育園で提供できないことを伝える。
- ※「家庭における食物摂取状況（様式4）」は、入園申請時に全園児に配布するものとする。
- ※アレルギーが心配な場合は、アレルギー専門医を受診するように勧める。
- ⑤給食等の対応については、保育園で検討後決定し連絡することを伝える。
  - ⑥年間を通じ除去食品に変更がない場合は、1年に1回以上「生活管理指導表（様式2-1）」を提出してもらう。「生活管理指導表（様式2-1）」は、除去食品が増えた場合については速やかに提出してもらう。
  - ⑦医師の指示により給食等の除去食品を解除する場合、家庭で複数回以上摂取した事を確認し「食物アレルギー除去解除申請書（様式5）」にて申請する。
  - ⑧面接時の内容を「食物アレルギー経過記録（別紙1）」に記入し、その後の経過を記録する。「食物アレルギー経過記録（別紙1）」は、食物アレルギーファイル<sup>\*1</sup>に一時的に保存し、解除もしくは退園・卒園時には児童票に綴る。

\*\*\*\*\*

\*1 食物アレルギーファイル：「調査票（様式1）」、「生活管理指導表（様式2-1）」、食物アレルギー除去依頼申請書（様式3）」、「家庭における食物 摂取状況（様式4）」、「食物アレルギー経過記録（別紙1）」を綴る。

## ウ) 看護師もしくは園長、副園長(主任)

- ①「調査票(様式1)」や「生活管理指導表(様式2-1)」、緊急時の処方薬等を保育園で預かる場合は「佐倉市食物アレルギー与薬依頼書【保護者記載】(様式7)」薬剤情報提供書またはお薬手帳の写しをもとに、アレルギー原因食品を摂取した際の症状や、緊急時に備えた処方薬、その他の配慮・管理事項を確認する。
- ②「緊急時個別対応票(様式6)」をもとに、緊急時連絡先の確認や緊急時の対応について確認する。
- ③緊急時処方薬の保管及び管理方法について保護者に確認する。なお、エピペンの場合は、「エピペン受け渡し簿(別紙8)」を用いて管理する。
- ④「佐倉市アレルギー与薬依頼書【保護者記載】(様式7)」については、子どもの成長とともに投薬量の変更や指示内容の変更を確認するため、1年に1回以上の「生活管理指導表(様式2-1)」の更新とともに、再提出を依頼する。

## 2) 食物アレルギー食対応決定

- (1) 新入園児面接時に、「調査票(様式1)」「生活管理指導表(様式2-1)」「家庭における食物摂取状況(様式4)」をもとに、園長、副園長、栄養士、看護師、担任保育士等で協議し、対応を決定する。
- (2) 入園後、保護者にアレルギー児用予定献立表<sup>\*2</sup>を用いて献立内容の変更について伝え、了解を得る。

## 3) 弁当対応の基本

- (1) 微量のアレルゲン(コンタミネーション)で症状がある場合。
- (2) 多くの原因食物があり、代替食材の対応をしても、食べられるメニューがほとんどないような場合。
- (3) 少量で発症してしまう場合。
  - ・卵アレルギーの卵殻カルシウム
  - ・牛乳アレルギーの乳糖
  - ・大豆アレルギーの大豆油
  - ・ゴマアレルギーのごま油
  - ・魚類アレルギーのかつおだし・いりこだし
  - ・肉類アレルギーのエキス
  - ・小麦や大豆アレルギーの味噌・醤油・酢

その他、集団給食を行う上で対応が困難なケースについては個別に検討する。

※一部、完全弁当及び除去、代替食の考え方については資料2を参照

## 4) アナフィラキシー等の対応

「緊急時個別対応票(様式6)」をもとに、誤食時の対応等について職員全員が対応できるように、情報共有を図る。

\*\*\*\*\*

\*2 アレルギー児用予定献立表：家庭配布用献立表等を用いて対応箇所を記述したもの。

## 5) 食物アレルギー以外の対応

食物アレルギーと同様に医師による生活管理指導表（気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎）の指示によるものとする。

## 6) 食物アレルギー除去実施状況の提出

食物アレルギー児の状況を確認後、対応が決定したら、栄養士等が「食物アレルギー除去実施状況（別紙2）」を作成して、子育て支援課に提出する。

## 7) 給食提供の流れ

### (1) 月ごとの食事内容の確認

- ア) 食物アレルギー児全員分をまとめて、調理用献立表に除去食または代替食が必要となる献立をチェックし、除去（代替）の内容を記入する。
- イ) ア) を基に、個々のアレルギー児用予定献立表を作成する。家庭配布用献立表または必要に応じ調理用献立表に除去食をマーカーでチェックし、代替がある場合は代替食の内容を記入する。（○除：除去食、○代：代替食品）
- ウ) 加工食品のアレルギー成分についても保護者に提示する。
- エ) 保護者と内容を協議した後、園長の決裁をとる。
- オ) 保護者、担任、給食担当者に周知する。
- カ) 「配膳確認表（別紙3）」を作成する。
- キ) 食物アレルギー児一覧表<sup>\*3</sup>を作成し、事務室、給食室に設置して全職員に周知する。

### (2) 記録と連絡について

- ア) 食物アレルギーの経過については、その都度保護者から受診状況の報告を受け「食物アレルギー経過記録（別紙1）」に記入する。
  - イ) アレルギー症状が重い子どもまたは栄養士が必要と判断する場合は、「食物日誌（別紙4）」を用いて保護者と日々の食事摂取状況等について情報共有を図る。食物日誌を用いない場合は、連絡帳などを使って全身状態や食事について連絡を取り合う。
  - ウ) 必要に応じ保護者と面接を行う。
- ※（1）（2）については栄養士等が中心となり行う。

\*\*\*\*\*

\*3 食物アレルギー児一覧表：名前・クラス・原因食品等を記載。

## 8) 調理について（資料3参照）

### （1）調理前

- ア) 着衣・靴等にアレルギー物質が付着していないか確認する。
- イ) アレルギー対象児の出欠の確認をする。
- ウ) 献立の除去内容及び代替食について栄養士及び調理員で確認をする。
- エ) 使用する加工食品や調味料などの原材料を確認する。
- オ) 調理中の原因食物を避ける作業分担、手順、動線を確認する。
- カ) アレルギー食調理担当者を確認する。できるだけ一貫して同じ担当者が関わることを望ましい。
- キ) アレルギー食専用の食器を準備し、ラップをかけて対象児の名前、除去内容、代替について記載し、個人盆にセットする。
- ク) 記載内容は2人以上の調理スタッフ等で確認をし、アレルギー物質の飛散が無いように保管する。
- ケ) 除去食や代替食が無い場合は、調理開始時に再度材料にアレルゲンが含まれていないことを確認し、お盆のみを用意する。

### （2）調理の大原則

- ア) すべての料理の最初に除去食を作る。
- イ) 次に除去代替食を作る。
- ウ) 最後に普通食を作る。
- エ) 菜箸、へら、フライパン、鍋、まな板、包丁、手袋等の調理器具の共有はしない。
- オ) 飛沫・飛散の無いよう蓋をするなど留意する。
- カ) 食材を最初に取り分け、名前と除去内容をラップ・アルミホイル等に記入する。調理の都度、調理器具に被せる。
- キ) 除去食を初めに盛り付ける。

### （3）洗 浄

- ア) 除去代替食材分を先に洗浄し、別容器に保管する。
- イ) 殺菌洗浄も同様とする。

### （4）裁 断

- ア) 除去代替食材分を裁断し、別容器に保管する。
- イ) 加熱を要しない食品の生食の裁断には、除去食物の飛沫・飛散に注意し、裁断して盛り付けまで完了させる。

### （5）下準備

- ア) 材料の一部として混入させるものは除去を行う。  
(例) ・ハンバーグ、ケーキ等、生地の中の卵の除去  
      ・天ぷら、フライ等、小麦の除去
- イ) 下準備で除去したものについて声に出して報告する。



(6) 加熱

ア) 焼き物

- ・オーブンの天板は共用しない。
- ・フライパン等別器具にて調理してもよい。

イ) 揚げ物

- ・除去代替食が複数重なる場合は、別器具にて揚げる。
- ・油は原則再使用しないこととする。再使用する場合は、除去食品を調理していないか確認する。

ウ) 煮物

- ・別鍋を使用し、菜箸やヘラの共有はしない。
- ・飛沫・飛散の無いよう蓋をするなど留意する。

エ) 和え物

- ・刻みや下ゆでをする際の、器具を共有しない。
- ・和える際には、飛沫・飛散のないよう留意し、菜箸や使い捨て手袋などの共有はしない。

(7) 盛りつけ

ア) 除去代替食の盛り付けを行う。調理前に用意したアレルギー専用食器に、記載内容を確認しながら盛り付け、ラップで覆い、個人盆におかわり分を配慮した配膳をする。

※おかわり分は保育室へ配り切り、保育室で給食を完了する。

※おかわり分は別皿に盛り、ラップをして配膳する。

※配膳の際等、落とすなど不測の事態が生じた際は園長等、最終配膳確認者に報告し、対応を検討する。

イ) 一部弁当により、配膳が無い料理については、その旨を記載した弁当札<sup>\*4</sup>を個人盆にのせる。

ウ) 料理はもちろん午後のおやつ菓子類も、2人以上の調理スタッフ等で確認をする。

(8) その他

全行程を通して声出し確認を行い、コンタミネーションや誤配食等が無いよう、十分気をつけて調理作業にあたる。

\*\*\*\*\*

\*4 弁当札：「一部弁当」「完全弁当」であることを示す個人盆にのせる目印札。

## 9) 保育室での対応（給食提供の流れ）

### (1) 登園時（朝礼）

【保育士】

子どもの出席状況と家庭からの連絡事項があれば併せて報告する。

【栄養士】

除去食の内容について報告する。

※ 全員に周知する。遅番で朝礼に出席できない職員にも伝達・報告・周知する。

### (2) 出席状況の記入

【保育士】

・ 事務室、給食室の出席表に子どもが出席していることがわかるよう、マグネット等で印をつける。

・ 欠席また早退遅刻の場合は、給食室に報告をするとともに、「配膳確認表（別紙3）」に記入をし、園長の確認を受ける。

### (3) 配膳から受け渡し、喫食

#### ア) 除去食がある場合

①保育士は、「配膳確認表（別紙3）」に出席の○印をつけ、給食室に声をかけて内容を確認し、「配膳確認表（別紙3）」を給食担当者に渡す。

例) 「〇〇組Aさんは、□□（献立名）が△△（除去食物）除去で代替えは☆☆ですね。」

②給食担当者は、個人盆の名前と除去食の内容を確認し、「配膳確認表（別紙3）」の『給食室』欄にサインをして、除去食と共に保育士に渡す。

③保育士は、「配膳確認表（別紙3）」が戻されたら『受け取り』欄にサインをし、クラスに運び、除去食の内容をクラスに係る全職員に伝達する。

※受け取りから食べ終わるまでを同一の職員が関わることを基本とする。

やむをえず職員が変わる場合は代替りの職員に必ず伝達・確認をして引き渡す。

④保育士は、ラップをつけたまま除去食を配膳し、個人盆、アレルギーチェックファイル<sup>\*5</sup>の名前、配膳される子どもが一致していることを最終確認者等（園長又は副園長もしくは看護師等）と確認し「配膳確認表（別紙3）」『配膳』欄にサインをする。

⑤最終確認者等にアレルギーチェックファイルを渡し、『最終確認』欄には最終確認者等がサインをする。

⑥保育士が食べる直前にラップを外す。

⑦アレルギー対応児につく職員以外は、普通食を他児に配食、配膳する。

#### ◎配慮事項

- ・ アレルギー児のみ別テーブルにする等配慮する。
- ・ 職員は食物アレルギー児が食べ終わるまでそばを離れない。
- ・ 一人担任の場合は、おかわり等で席を離れることがあるので、食事時間のみ、2人以上のスタッフで対応し、事故を未然に防止する。
- ・ 他児のものを食べたり、拾い食いをしたりしないように気をつける。

\*\*\*\*\*

\*5 アレルギーチェックファイル：アレルギー児用予定献立表\*2、「配膳確認表（別紙3）」、「弁当・おやつ確認表（別紙6）」、

「緊急時個別対応票（様式6）」の原本又は写し等を綴る。

## イ) 除去食がない場合

①保育士は、「配膳確認表（別紙3）」に出席の○印をつけ、給食室に声をかけて内容を確認し、「配膳確認表（別紙3）」を渡す。

例)「〇〇組のAさん今日の除去食はありませんね。」

②給食担当者は、除去食がないことを確認し、「配膳確認表（別紙3）」の『給食室』欄に“なし”と記入してサインをし、空の個人盆とともに渡す。

③保育士は、個人盆と「配膳確認表（別紙3）」を受け取り、『受け取り』欄にサインをし、保育室に行き（ワゴンとともに持っていく場合もある）個人盆に給食を並べる。

④保育士は、除去がないことをクラスに係る全職員に伝達する。

⑤保育士は、個人盆にのせた給食を配膳し、個人盆、アレルギーチェックファイルの名前、配膳される子どもが一致していることを最終確認者等と確認し、「配膳確認表（別紙3）」『配膳』欄にサインをする。

⑥最終確認者等アレルギーチェックファイルを渡し、『最終確認』欄には最終確認者等がサインをする。

⑦他児に配膳する。

※除去が無い場合は、別テーブルでなくてもよい。

## (4) 拾い食について

- ・お手拭きは、使い回しをしない。
- ・必ず職員がそばにつく こぼしたらすぐに拭く。
- ・下に落ちたものは口に入れないという事を伝える。
- ・こぼさないように気を付けて食べるよう伝える。
- ・拾ったゴミをまとめ、子どもの手の届かないところに捨てる。
- ・テーブル拭きや床を拭いた雑巾は、子ども用の流しですすがない。

※保育室に職員用の流し台がない場合は、多めに台布巾・雑巾を用意し、すすぎの必要がないよう配慮する。深めのバケツですすぐ。

## (5) 食後

- ・こぼしたものが服について落ちることもあるので、食後服を払うなどして必ず点検する。
- ・離れた場所で着替える等配慮する。可能であれば食事と着替えの部屋を分ける。
- ・机と椅子及び部屋の隅々まで掃除をし、子どもの目線で点検し「食後点検表（別紙5）」にサインする。

## 10) 弁當時の対応について

### 一部弁当（おやつ）について

#### (1) 献立作成から一部弁当（おやつ）対応の検討

ア) P5、7) 給食提供の流れ（1）月ごとの食事内容の確認ア) からオ) に準ずる。

イ) 翌月の「弁当・おやつ確認表（別紙6）」の作成。

食物アレルギー児用予定献立表を基に、「弁当・おやつ確認表（別紙6）」を栄養士等が作成し、園長の下承を得る。その後アレルギーチェックファイルに綴り、事務室に保管する。

## (2) 一部弁当（おやつ）受け取りから返却までの流れ

### 【前日】

前日の終礼の際に、アレルギーチェックファイルにある「弁当・おやつ確認表(別紙6)」を示しながら、翌日の一部弁当（おやつ）持参の内容について栄養士等が報告し、全体に周知を図る。

### 【当日の一部弁当（おやつ）受け取り】

#### ア) 早番保育中の一部弁当（おやつ）受け取り

- ①朝事務室から、アレルギー児用弁当保管専用カゴ（以下「弁当用カゴ」）とアレルギーチェックファイルを持って早番保育の部屋へ行く。
- ②職員が必ず保護者から手渡しで一部弁当（おやつ）を預かる。
- ③弁当受け取りの際は、「弁当・おやつ確認表（別紙6）」を見ながら、名前を確認し、弁当袋にも名前が明記してあることを確認するとともに、「弁当内容は初めて食べる食品がない事」「弁当対応となった食品の代わりである事」を口頭確認し、『受け取り』欄にサインをする。受け取った弁当は弁当用カゴに入れ、弁当袋に名前クリップ<sup>\*6</sup>をつけ、アレルギーチェックファイルとともに入れる。
- ④保育室にて保管する。その際、置き場所、室温設定など、安全、衛生に十分配慮する。
- ⑤早番は、朝礼に出席する際、弁当用カゴとアレルギーチェックファイルを持っていく。朝礼にて、一部弁当（おやつ）受け取りの内容の確認を行い、事務室保管場所に弁当用カゴを置く。
- ⑥アレルギーチェックファイルは午前のおやつにも使うので所定の位置に戻しておく。

#### イ) クラス保育時間内の一部弁当（おやつ）受け取り

- ①アレルギーチェックファイルと弁当用カゴをクラスに持っていき、「弁当・おやつ確認表（別紙6）」の受け取りの際に確認、『受け取り』欄にサインを行う。確認内容は早番保育の受け取りに準ずる。
- ②一部弁当（おやつ）を受け取った職員は、弁当用カゴとアレルギーチェックファイルを持ち、事務室に持っていき、事務室職員に、弁当用カゴを所定の位置に置いたことを伝える。

#### ウ) 弁当受け取り後の管理

- ・給食時間まで、事務室にて保管する。その際、置き場所、室温設定など安全、衛生に十分配慮する。

### 【配膳時】

- ①アレルギーチェックファイルを持ち、「配膳確認表（別紙3）」に出席の○印をつけ、事務室職員に一部弁当（おやつ）を持ち出すことを知らせる。弁当についている名前クリップ、弁当袋の名前を読み上げ、「弁当・おやつ確認表（別紙6）」の『持ち出し』欄にサインをする。
- ②アレルギーチェックファイル、名前クリップのついた一部弁当（おやつ）を持ち、給食室にアレルギー児の給食をとりに行く。給食室前での受け渡しは、「配膳確認表（別紙3）」を用い通常と同様に行う。その際、個人盆の上ののっている弁当札を返却し、一部弁当（おやつ）をのせる。

\*\*\*\*\*

\*6 名前クリップ：弁当用カゴとセットの子どもの名前が付いたクリップ

③保育室に、アレルギー児の給食と一部弁当（おやつ）を持っていき、一部弁当等の内容をクラスに係る全職員に伝達する。保育士は、一部弁当がのった給食を配膳し、個人盆、アレルギーチェックファイルの名前、配膳されている子どもが一致していることを最終確認者等と確認し、「配膳確認表（別紙3）」と「弁当・おやつ確認表（別紙6）」の2か所の『配膳』欄にサインをする。

④最終確認者等にアレルギーチェックファイルを渡し、「配膳確認表（別紙3）」と「弁当・おやつ確認表（別紙6）」の2か所の『最終確認』欄には最終確認者等がサインをする。

#### 【喫食時・食後】

・喫食時及び食後の対応については、除去対応食に準じて対応する。

#### 【弁当返却】

・弁当箱内の残食は、そのまま家庭に持ち帰ってもらう。

・弁当箱は、降園の際、職員より保護者に手渡しで返却する。

### 完全弁当（おやつ）について

【前日】【当日の完全弁当（おやつ）受け取り】については、**一部弁当（おやつ）**に準ずる。

#### 【配膳時】

①アレルギーチェックファイルを持ち、「配膳確認表（別紙3）」に出席の○印をつけ、事務職員に完全弁当（おやつ）を持ち出すことを知らせる。弁当についている名前クリップ、弁当袋の名前を読み上げ、「弁当・おやつ確認表（別紙6）」の『持ち出し』欄にサインをする。

②アレルギーチェックファイル、名前クリップのついた完全弁当（おやつ）を持ち、給食室にアレルギー児の個人盆をとりに行く。給食室前での受け渡しは、「配膳確認表（別紙3）」を用い通常と同様に行う。その際、個人盆の上ののっている弁当札を返却し、完全弁当（おやつ）をのせる。

③保育室に、アレルギー児の個人盆と完全弁当（おやつ）を持っていき、完全弁当の内容をクラスに係る全職員に伝達する。保育士は完全弁当がのった個人盆を配膳し、個人盆、アレルギーチェックファイル、配膳されている子どもが一致していることを最終確認者等と確認し、「配膳確認表（別紙3）」と「弁当・おやつ確認表（別紙6）」の2か所の『配膳』欄にサインをする。

④最終確認については、**一部弁当（おやつ）**に準ずる。

【喫食時・食後】【弁当返却】については、**一部弁当（おやつ）**に準ずる。

## 5. 一時預かりについて

食物アレルギーのある児は、担当保育士・栄養士等で面接し、入園申請時の説明（P13.子育て支援課の役割）4）入園申請時の説明）に準じて対応する。

#### 【必要書類】

・「食物アレルギーに関する調査票（様式1）」

・「生活管理指導表（様式2-1）」（年1回提出。更新時に変更事項がないか確認する）

※ 薬・エピペン等ある場合は、「佐倉市アレルギー与薬依頼書【保護者記載】（様式7）」

を提出すること。

- 「食物アレルギー除去食依頼申請書（一時預かり利用者用）（様式3-2）」
- 「家庭における食物摂取状況（様式4）」

◎緊急利用者等の必要書類作成に困難な状況にある家庭について

- 「生活管理指導表（様式2-1）」の提出が困難な状況にあっては、保護者の申請で、初期対応ではアレルギー対応を行う事とする。
- アレルギーが心配な食品がある場合は、家で食べてもらうことを案内する。除去対応を希望する場合は、書類の提出をすすめ、提出が困難な場合は弁当対応の検討をする。

【作成書類】

- 「緊急時個別対応票（様式6）」

## 6. 食物アレルギー発生時の対応の流れ

### 1) 保育園での対応

(1) 初期対応及び保護者への連絡、救急車の要請をする。（資料1 参照）

子育て支援課へ速やかに報告する。

※「食物アレルギー経過記録（別紙1）」

「経過記録票（別紙7）」により随時報告のこと。

(2) 後日事故報告書を作成し子育て支援課に提出する。

### 2) 子育て支援課の対応

事故発生



【保】直後に第一報 → 保育園と搬送先病院に職員を1名ずつ派遣する。

① ↓

② [ • 保育園に残る職員：発生状況を把握  
• 病院同行職員：子どもの状態、治療状況の把握 ]

当

【子】部長・課長に報告し対応について指示を仰ぐ ←

日

【子】保護者対応

マスコミ対応

市長報告

他の保育園への状況報告

子育て支援課へ報告

翌日以降

【子】保護者への説明会及び結果報告

保護者・保育者のメンタルケア

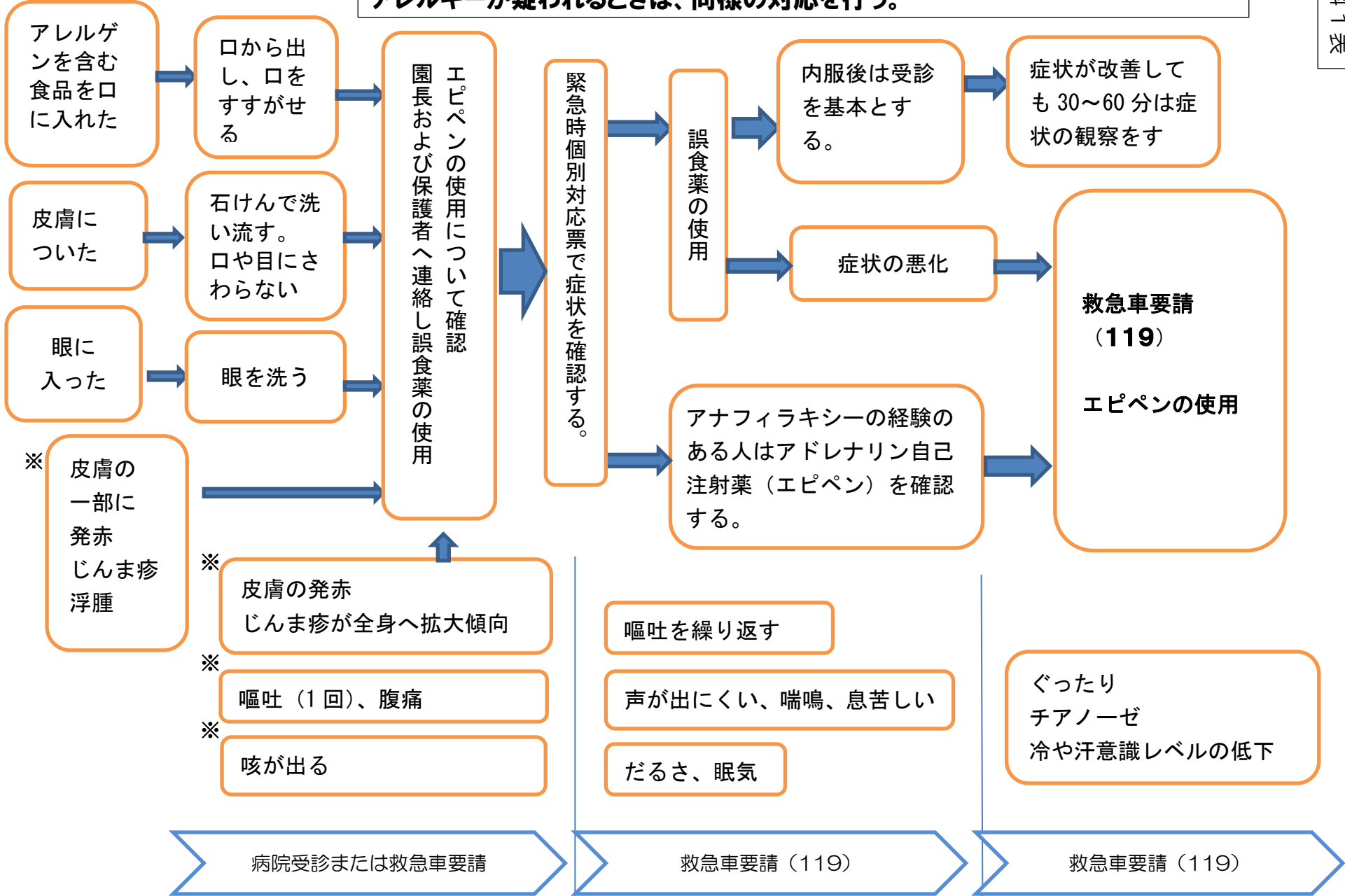
検証と改善

【保】事故報告書を作成し子育て支援課に提出する。

スポーツ振興センターへ医療費の申請を行う。

緊急時の対応

※はアレルギーを食べたことを前提とするが、それが確認できなくても症状からアレルギーが疑われるときは、同様の対応を行う。



一般向けエピペン<sup>®</sup>の適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン<sup>®</sup>が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記の症状が一つでもあれば使用すべき

5分以内に判断する

内服薬を飲んだ後にエピペンを使用しても問題ない

14

**【全身の症状】**

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿意や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

**【呼吸器の症状】**

- のどや胸がしめ付けられる
- 声がかすれる
- 犬がほえるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

**【消化器の症状】**

- 持続する（がまんできない）  
強いお腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

エピペンを使用し、安静にする

内服薬もある場合、可能なら飲ませる

ただちに救急車で医療機関へ搬送する



## アレルギー対応食について

## ■除去食対応

方法	調理の過程で、原因食物を加えない給食を提供する。また、単品の牛乳、果物を除く→下の代替食と併用する。
適応	アレルギー除去が必要な過程と調理場の対応能力が見合った場合に行う。
留意点	必要なアレルギー除去の程度と調理の工程を考慮して、原因食物を料理に加える前 に取り分けて、調理を完成させる。加工品を使用する場合は、原材料に原因食物が 含まれていないかを確認する。 調理スペース、人員、調理器具、作業工程の徹底が求められる。 作業工程のミスをチェックするシステムも必要である。

## ■代替食

方法	調理の工程において、原因食品に代わる食材を補い、完全な献立を提供する。
適応	除去食対応に加えて、代替食材を入手する手段や人員、器具などが有れば可能である。
留意点	除去食以上に作業工程が複雑化する。保存食などへの対応も考慮しておく必要がある。 少量購入した食材料の保管や管理も考慮が必要。 栄養価にできる限り差が出ないように、誤食が生じないように、食品や調理法を検討することが望ましい。

## 代替例

- a.ヨーグルトの代わりにゼリー等、市販の類似製品の購入のみで、容易に対応可能な場合。
- b.マヨネーズの代わりにノンエッグマヨネーズ、バターの代わりに植物油など、容易に調達可能で味や価格が適正である場合。
- c.肉の代わりに魚等、主菜の食材を変更することで、提供が可能な場合等。

## ■弁当対応（完全弁当・一部弁当）

方法	完全弁当：給食を提供せずに毎日弁当を持参する。 一部弁当：アレルギーを含む料理を食べずに、それに代わる料理を弁当として持参する。ある日の給食をすべて弁当にする場合もある。
適応	完全弁当：多くの食品にアレルギーを持っている重症者など、P4 3) 参照。 一部弁当：除去食、代替食対応が困難な料理に対して行う。
留意点	アレルギー児用予定献立表を事前に提供し、どの献立を弁当対応にするかを毎月保護者と打ち合わせる。対応内容について、担任、園長、副園長、栄養士他職員などと情報共有が必要である。保管については衛生的保管に配慮する。

## 調理について

### 《調理前》

- ① 着衣・靴等にアレルギー物質が付着していないかを確認する。
- ② アレルギー対象児の出欠を確認する。
- ③ 献立内容を確認（注意する食材）する。
- ④ 使用する加工食品や調味料などの原材料を確認する。
- ⑤ 調理中の原因食物を避ける作業分担、手順、動線を確認する。
- ⑥ アレルギー食調理担当者を確認する。できるだけ一貫して同じ担当者が関わることを望ましい。
- ⑦ アレルギー食専用の食器を準備し、ラップをかけて対象児の名前、除去内容、代替えについて記載し、個人盆にセットする。
- ⑧ 記載内容は2人以上の調理スタッフ等で確認をし、アレルギー物質の飛散が無いように保管する。
- ⑨ 除去食や代替食が無い場合は、調理開始時に再度材料にアレルギー物質が含まれていないことを確認し、個人盆のみを用意する。
- ⑩ 食材を最初に取り分け、子どもの名前と除去内容をメモに記入する。調理の都度、調理器具に貼る。

### 《洗 浄》

- ① 魚・野菜・果物等除去代替食材分を先に洗浄し、別容器に保管した後、通常食を洗浄する。
- ② 殺菌洗浄した場合も同様とする。

### 《裁 断》

- ① 包丁・まな板等の使い分けをし、除去食品と器具の共用はしない。
- ② 初めに肉・野菜・果物・パン等除去代替食材分を裁断し、別容器に保管した後、通常食を裁断する。
- ③ 果物・パン等過熱を要しない食品の生食の裁断には、除去食物の飛沫・飛散がないよう、先に裁断して盛り付けまで完了させる。

### 《下準備》

- ① 材料の一部として混入させるものは初めに除去を行う。  
（例）・ハンバーグ、ケーキ等、生地の卵の除去  
・天ぷら、フライ等、小麦の除去
- ② 下準備で除去したものについて声に出して報告する。
- ③ 除去なしの食品の下準備をする。

## 《加熱》

### ① 焼き物

- ・オーブンを使用する場合は、初めに除去代替食を焼く。天板は共用しない。
- ・フライパン等別器具にて調理してもよい。
- ・菜箸やヘラなどの共用はしない。

### ② 揚げ物

- ・初めに除去代替食を揚げる。
- ・除去代替食が複数重なる場合は、別器具にて揚げる。
- ・菜箸やヘラなどの共用はしない。
- ・油は再使用しないことを基本とする。再使用する場合は、除去食品を調理していないか確認する。

### ③ 煮物

- ・除去代替食品は、別鍋にて煮る。
- ・菜箸やヘラの共用はしない。
- ・飛沫・飛散の無いよう蓋をするなど留意する。

### ④ 和え物

- ・下ゆでを行う際、除去食品の混入がないよう留意する。
- ・刻みや下ゆでをする際、除去食品との器具の共用はしない。除去代替食を刻み、和える。
- ・仕上げる際も飛沫・飛散のないよう留意する。
- ・菜箸や使い捨て手袋などの共用はしない。

## 《盛りつけ》

- ① 初めに除去代替食の盛り付けを行う。調理前に用意したアレルギー専用食器に、記載内容を確認しながら盛り付け、ラップで覆い、個人盆に配膳する。
- ② 配膳の際は、菜箸や使い捨て手袋などの共用はしない。
- ③ 一部弁当により、配膳が無い料理については、その旨を記載した札を個人盆にのせる。
- ④ 料理はもちろん午後のおやつ菓子類も、2人以上の調理スタッフ等で確認をする。

## 《その他》

全行程を通して、声出し確認等を行い、コンタミネーションや誤配食等が無いよう、十分気をつけて調理作業にあたる。

## おもちゃ等について

### ■保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省H23.3）P47より抜粋

#### **重症な食物アレルギー児にとって危険な場面 事例紹介**

##### （1）小麦粘土を使った遊び・製作

小麦が含まれた粘土を触ることにより、アレルギー症状が出る子どもがいる。

小麦が含まれていない粘土を使用する方が望ましい。

##### （2）調理体験（おやつ作りなど）

用いる食材に対してアレルギーを持っていないかどうかの確認が必要である。

##### （3）豆まき

大豆は加熱処理してもアレルゲン性は低くならず、発酵（みそ、しょうゆ等）によってアレルゲン性が低くなると知られている。節分などの豆まきの時は大豆アレルギーの子どもが誤食しないよう、見守りなど配慮が必要である。また、豆まきは大豆のほかにピーナッツを使用することもある。ピーナッツは、アナフィラキシーを起こす子どももいるため使用は控えた方がよい。

### ■「ぜん息予防のための よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」

（独立行政法人環境再生保全機構）P67より抜粋

#### **食品の入っていた紙袋は使用しないようにしましょう。**

食物アレルギー症状は、給食時間以外でも、例えば工作（小麦粘土の使用）や遊戯（小麦、大豆、そば、米などの食品が入っていた布袋を十分洗わずに再利用する）、掃除（牛乳で汚染した雑巾）などの時間でもアクシデントの発生があり注意が必要です。

### ■手作り用品で、活用がみられる・考えられるもの。注意点。

○牛乳パック：乳タンパクが染み込み、水洗いでは落ちない。0歳児クラスでの使用や、口腔に含みやすい構造のものには使用しない。

○卵のケース：割れた卵に接した場合に、卵アレルゲンが付着している恐れがある。

○卵の殻・そば殻：重症な食物アレルギー児にとって、接触することでアレルギー症状が出る子どもがいる。使用しないほうがよい。

### ■食品が入っていた空き容器の活用が見られる場面

○水遊び： ペットボトル 調味料カップ等

○砂遊び： プリン・ヨーグルトカップ等

○お店屋さんごっこ： 菓子等の空き缶・箱・袋等

### ■保育室の日用品等で、接触到気を付けたいもの

○歯みがき コップ 手拭きタオル スポンジ 食後の着替え等

## 災害時の対応について

防災の基本的理念は、その他一般の施策と同様に「自助・共助・公助」にまとめられます。発災直後における公助には限界があるため、自助、共助による支えあいが基本となり、これが「自助：共助：公助＝7：2：1」といわれる所以です。第2の家庭とする保育施設では「公助の備え」だけでなく、保育施設の地域での「共助の備え」の構築、アレルギー対応を行っている在園児に合わせた「自助の備え」を目指すものと考えます。

\*自助：自分の責任で行うこと。\*共助：周囲や地域が協力して行うこと。\*公助：公的機関が行うこと。

### 災害時への備えのポイント

- ・災害への備えは、自助：共助：公助＝7：2：1。
- ・個人では、1週間分を目安に食品や医薬品を備蓄しましょう。
- ・日常的な周りとのつながりが、緊急時には力を発揮します。
- ・自治体と民間団体のアレルギーに関する日常的な理解と連携が求められます。

### 災害時の食物アレルギー児に起こりうる問題点

- 1) アレルギー対応食品の不足
- 2) 炊き出し時におけるアレルゲンの誤食
- 3) アナフィラキシー時の対応の遅れ
- 4) 食物アレルギーに対する周囲の理解不足

### 自助の備え 家庭・保育施設で連携して備えます。

食物アレルギーの正確な診断を受けて、本当に除去が必要な食品をしっかりと把握しておきましょう。「念のために」避けている食べ物があると、被災時の不安や不便はいっそう高まります。

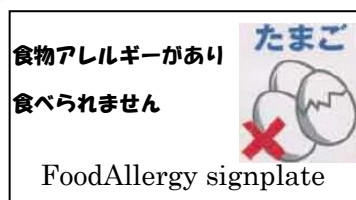
食べられる食品は、1週間分（少なくとも3日分）を目安に備蓄し、消費期限の前に入れ替えます。数日以上保存可能な普段安全に食べている食品、アレルギー用ミルク、加熱しなくても食べられるアレルギー対応アルファ化米（特定原材料等不使用のもの）ふりかけ、アレルギー対応レトルトカレーなどを準備して、時々食べて慣れておきましょう。

被災時には、周囲の人たちにアレルギーへの配慮を求める余裕もなく、説明することも大変な状況になる可能性があります。子どもが周囲の人から食べ物をもらうことがあるので、注意が必要です。食物アレルギーサインプレート（下記※参照）等を利用して、周囲の人に食物アレルギーがあることをわかりやすく伝える工夫を備えることや、自分自身が何の食物アレルギーかを言えるようにすることも必要です。

※誤食時に備えた緊急薬も数回分は準備する。

※緊急カードの作成（「緊急時個別対応表（様式6）」で対応）

※食物アレルギーサインプレート例



**共助の備え** 防災課、自治会、民生委員などとの連携をします。

防災訓練を計画する際に、地域との共催の計画をする。災害時の取り決めの作成をする際に共同で作成する。等、できるとよい。

**公助の備え** 保育施設で備蓄用食品を備えます。

食物アレルギー対応の非常食糧の備蓄の目安として、

- 表示義務となっている特定原材料7食品をカバーしていること。
- 粉ミルクは全備蓄用の2%程度をアレルギー用ミルクとする。
- アレルゲンを含まないアルファ化米も備蓄する。

※保育施設では、上記のポイントに在園児の状況を合わせて、備蓄品・量を検討する。

\*資料5参考文献

- 「ぜん息予防のための よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」(独立行政法人環境再生保全機構)
- 日本小児アレルギー学会ホームページ